



資格・免許状取得の ための履修方法

- I 資格・免許状の取得にあたって
- II 高等学校教諭一種免許状(福祉)
- III 特別支援学校教諭一種免許状
- IV 社会福祉士国家試験受験資格
- V 精神保健福祉士国家試験受験資格
- VI その他本学で取得できる資格

I 資格・免許状の取得にあたって

この項に掲げた科目は、すべて卒業のための必修科目ではありません。

「社会福祉士国家試験受験資格」「精神保健福祉士国家試験受験資格」「高等学校教諭一種免許状（福祉）」「特別支援学校教諭一種免許状」をめざす方は必ずお読みください。

受講条件 のつく 科目

「社会福祉士国家試験受験資格」「精神保健福祉士国家試験受験資格」「高等学校教諭一種免許状（福祉）」「特別支援学校教諭一種免許状」の取得のために指定された科目は、体系的に学習を進めることが必要です。

以下に述べる専門科目の履修にあたって、前年度までに配当される科目をすべて単位修得していないと受講ができないなどのルールが定められています。くわしくは『レポート課題集（3・4年次）』をご覧ください。

●社会福祉士国家試験受験資格指定科目

「社会福祉援助技術演習Ⅰ」→「社会福祉援助技術演習Ⅱ」→「社会福祉援助技術現場実習指導」→「社会福祉援助技術現場実習」

●精神保健福祉士国家試験受験資格指定科目

「精神保健福祉援助演習」→「精神保健福祉援助実習」

●高等学校教諭一種免許状（福祉）指定科目

「介護実習事前事後指導」→「介護実習」→「教育実習の事前事後指導」→「教育実習」

●特別支援学校教諭一種免許状指定科目

「障害者（児）教育実習の事前・事後指導」→「障害者（児）教育実習」

※受講条件のつく科目を平成23年度中に申込み場合、震災により合理的な理由のある方は受講条件が一部緩和されることがあります。締切までに申込みを行ったうえで、理由を付した書面（様式任意）にて配慮の申請をお願いいたします。

複数の資格・免許状取得

卒業と同時に取得できる任用資格を除いて、複数の資格・免許状の取得は大変な努力を要します。また、演習・実習事前指導科目をスクーリングで受講することや実習の関係で、最短修業年限での卒業は難しくなります。

なお、「社会福祉援助技術現場実習」「精神保健福祉援助実習」「介護実習」「教育実習」「障害者（児）教育実習」は、実習や事前事後学習に集中して

いただくために、原則として同一年度に2つ以上の実習を受講することはできません（ただし「社会福祉援助技術現場実習」と「精神保健福祉援助実習」、「介護実習」と「教育実習」、「教育実習」と「障害者(児)教育実習」は学習の進み具合によっては可能になる場合もあります）。

「介護実習」を受講した方は、その翌年度は「教育実習」「障害者(児)教育実習」以外の実習は受講できません。

「社会福祉士」と「精神保健福祉士」の受験資格を両方めざす方は、原則として「社会福祉士」の実習から受講してください。

実習科目

実習は、各資格の取得をめざす方に必要な科目です。実習をとおして、専門職として必要な知識や技術の理解を深め、必要な資質・能力・技術の向上を図ることを目的としています。さらに、職業倫理の確立、専門職としての自覚的行動の確立をめざします。

3年次または4年次での履修となりますが、実習を受講するためには、その資格・免許状の取得に必要な指定科目を履修済みであること、事前指導を十分受けること、実習先の業務を妨げるおそれのないことなどの条件が必要です。とくに「社会福祉援助技術現場実習」（4週間）、「精神保健福祉援助実習」（4週間）、「介護実習」（2週間）、「教育実習」（2週間）、「障害者(児)教育実習」（2週間）などの実習は、これまで学んだ学習の総括となるものであるとともに、単なる知識の修得ではなく福祉サービスの利用者や児童・生徒への深い理解が必要になります。また、福祉施設や学校では、やる気のある実習生は歓迎されますが、単なる単位修得のための実習は迷惑となります。

勤務の都合上、卒業までに実習期間を確保できないで「社会福祉士」を希望する方は、「実習」と「実習指導」を除いたすべての指定科目を履修したうえで「卒業要件」を満たして卒業し（6単位分は別の科目で単位修得してください）、実習を受講できる段階になってから「科目等履修生」として新カリキュラム対応の実習と事前・事後指導（3科目7単位）を受講すれば、現行法規では国家資格の受験資格が得られます。

教職免許状も卒業後残りの必要な科目の単位を修得すれば得られます。

「精神保健福祉士」は卒業までに実習を含むすべての履修科目を受講しないと、受験資格は得られません。

なお、実習を受講する際には、p. 182に定める実習費が必要です。

II 高等学校教諭一種免許状（福祉）

教育職員免許状を希望する方は、「教育職員免許法」にもとづいて、所定の科目を履修する必要があります。教員になるためには、免許状を取得した後教員採用試験に合格しなければなりません。

本学では、次表以下に掲載された「教職に関する科目」「教科に関する科目」のすべての単位を修得し、卒業することで、原則として「高等学校教諭一種免許状（福祉）」の取得が可能です（「教育職員免許法」5条別表1）。すでに、他の大学を卒業されている方は本学通信教育部の卒業は必要ありません。

また、いずれかの教科の高等学校教諭一種（または専修）免許状をすでにお持ちの方は、「教育職員免許法」6条別表4（教育職員検定）の方法で取得するのが一般的です。で、p. 56～57をご覧ください。

1 教職に関する科目

（社会福祉学科）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		単位数	大学の開設授業科目	単位数	配当年次	履修方法	本学での履修方法
教職の意義等に関する科目 （第二欄）	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職論	2	1年以上	R	27単位をすべて履修のこと
教育の基礎理論に関する科目 （第三欄）	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原理	4	1年以上	R	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育心理学	2	2年以上	R or SR	
教育課程及び指導法に関する科目 （第四欄）	教育課程の意義及び編成の方法	6	高等学校教育課程の意義と編成	2	2年以上	R	
	各教科の指導法		◎福祉科の指導法	4	2年以上	R	
	特別活動の指導法		特別活動の指導法	2	2年以上	R	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法論（視聴覚教育等を含む）	2	2年以上	R	

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		単位数	本学の開設授業科目	単位数	配当年次	履修方法	本学での履修方法
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 (第四欄)	生徒指導の理論及び方法	4	生徒指導論（進路指導を含む）	2	2年以上	R	*総合演習は24年度までに受講が必要。受講しない場合は25年度以降に教職実践演習の受講が必要。 p. 55-56も参照。
	進路指導の理論及び方法		カウセリング	2	2年以上	R	
総合演習		2	総合演習*	2	3年以上	SR	
教育実習（第五欄）		3	教育実習の事前事後指導	1	3年以上	SR	
			教育実習	2	3年以上	実習科目	
教職実践演習（第六欄）		2	教職実践演習（高）	2	4年	SR	
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目							
日本国憲法		2	法の基礎（日本国憲法を含む）	4	1年以上	R or SR	
体育		2	健康科学	2	1年以上	R	
外国語コミュニケーション		2	コミュニケーション英語	2	1年以上	SR	
情報機器の操作		2	情報処理Ⅰ	2	1年以上	R	

(注) ・「教職に関する科目」で23単位を超過した単位は「教科または教職に関する科目」の単位に加算します。
 ・教育実習を履修するためには、事前に「教職に関する科目」「教科に関する科目」の大半を履修している必要があります。

2 福祉科一種免許状の教科に関する科目

平成14～20年度入学者と平成23年度以降の入学者とは、福祉科免許状を取得するための「教科に関する科目」が異なりますので、ご注意ください。

●平成14～20年度入学者

(社会福祉学科)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等	単位数	本学の開設科目名	単位数	配当年次	履修方法	本学での履修方法
社会福祉学（職業指導を含む。）	各科目1単位以上20単位	◎社会福祉原論（職業指導を含む）	4	2年以上	R or SR	◎印の15科目45単位履修のこと
		○社会福祉法制	4	3年以上	R or SR	
		○社会保障論	4	3年以上	R or SR	
高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉	◎高齢者福祉論	4	1年以上	R or SR		
	◎児童福祉論	4	1年以上	R or SR		
	◎障害者福祉論	4	1年以上	R or SR		
社会福祉援助技術	◎社会福祉援助技術論Ⅰ	2	2年以上	R or SR		
	◎社会福祉援助技術論Ⅱ	2	2年以上	R or SR		
	◎社会福祉援助技術論Ⅲ	2	3年以上	R		
	◎社会福祉援助技術論Ⅳ	2	3年以上	R		
	○福祉計画法	2	2年以上	R or SR		
介護理論及び介護技術	○福祉施設管理論	4	3年以上	R or SR		
	◎介護概論	4	2年以上	R		
	◎介護実習事前事後指導	1	3年以上	SR		
社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）		◎介護実習	2	3年以上	実習科目	

(注) 「教科に関する科目」で20単位を超過した単位は「教科または教職に関する科目」に加算します。

平成14～20年度入学者が p. 53表のカリキュラムで福祉科免許状を取得するための期限

平成23年度以降の入学者から、「教科に関する科目」に「人体構造及び日常生活行動に関する理解」「加齢及び障害に関する理解」の2科目が追加になったため、平成14～20年度入学者に対して下記のように旧法で福祉科免許状を取得するための期限が定められます。

① 正科生で5条別表1で福祉科免許状取得予定の方へ

卒業までに必要な単位を修得し、免許の申請を行えば、p. 52～53の科目で免許状が取得できます。ただし、途中で科目等履修生になるなど、再入学手続きを行うと、平成26年3月31日までに必要な単位を修得し、免許の申請を行わないと、p. 52～53の科目では免許状が修得できなくなります。

② 科目等履修生で5条別表1で福祉科免許状取得予定の方へ

平成26年3月31日までに必要な単位を修得し、免許の申請を行わないと、p. 52～53の科目では免許状が取得できなくなります。ご注意ください。

③ 高等学校教職免許状をお持ちで「6条別表4（教育職員検定）」で福祉科免許状取得予定の正科生・科目等履修生の方へ

平成23年度以降に申請予定の方は、各自で何年度までの申請ならば、p. 53の科目で修得できるかを申請予定の都道府県教育委員会に確認してください。

p. 53のカリキュラムでの取得が認められない場合は、「平成23年度以降の入学者のカリキュラム」（p. 54～55）で必要な単位数を修得してください。

●平成23年度以降の入学者の新カリキュラム

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等	単位数	本学の開設科目名	単位数	配当年次	履修方法	本学での履修方法
社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉、児童福祉 及び障害者福祉	各科目1単位以上計20単位	◎社会福祉原論（職業指導を含む）	4	2年以上	RorSR	◎○印の16科目40 単位履修のこと
		◎高齢者福祉論	2	1年以上	RorSR	
		◎児童・家庭福祉論	4	1年以上	RorSR	
		◎障害者福祉論	4	1年以上	RorSR	
社会福祉援助技術		◎社会福祉援助技術総論	4	2年以上	RorSR	
		○社会調査の基礎	2	3年以上	RorSR	
		○福祉行財政と福祉計画	2	3年以上	RorSR	
		○福祉経営論	2	3年以上	RorSR	
介護理論及び介護技術		◎介護概論	2	1年以上	RorSR	
		◎介護技術	2	3年以上	SR	
社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）	◎介護実習事前事後指導	1	3年以上	SR		介護技術のスクーリングと連続受講のこと（2科目合計12コマ）
	◎介護実習	2	3年以上	実習科目		

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等	単位数	本学の開設科目名	単位数	配当年次	履修方法	本学での履修方法
人体構造及び日常生活行動に関する理解		◎医学一般	2	2年以上	RorSR	
		◎生活行動と人体	2	2年以上	R	平成23年度から開講
加齢及び障害に関する理解		◎老年心理学	4	3年以上	RorSR	
		◎障害の理解	1	1年以上	R	平成23年度から開講

(注1) 「教科に関する科目」で20単位を超過した単位は「教科または教職に関する科目」に加算します。

(注2) 6条別表4の方法により、高等学校教諭一種免許状(福祉)の取得を希望する場合で、教育委員会の明確な科目指導がないときは、「福祉科の指導法」を含め上表記載の◎の14科目38単位を履修することが必要です。6条別表4履修者は、平成23年度以降入学者だけでなく、平成22年度以前の入学者も上表での履修が認められる場合があります(書面での申し出が必要です)。

3 介護実習

「介護実習事前事後指導」「介護実習」(3年次以上配当科目)の履修については、受講条件を満たすことや諸手続きが必要です。今年度「介護実習事前事後指導」「介護実習」を受講希望の方は、『レポート課題集(3・4年次)』をご覧ください。また、機関誌『With』での案内にもご注意ください。

4 教育実習

「教育実習事前事後指導」「教育実習」(3年次以上配当科目)の履修については、受講条件を満たすことや諸手続きが必要です。今年度「教育実習事前事後指導」「教育実習」を受講希望の方は、『レポート課題集(3・4年次)』をご覧ください。また、機関誌『With』での案内にもご注意ください。

5 教職実践演習(高)

通常(5条別表1)の高等学校教諭一種免許状(福祉)希望者 平成24年8月までに開講される「総合演習」スクーリングを受講し単位を修得しない方は、平成25年4月以降教育実習後に「教職実践演習(高)」(平成25年度以降 毎年8月スクーリング開講予定)スクーリングを受講し、単位を修得する必要があります。

6 履修カルテ

高校福祉科教職免許状希望者〔6条別表4履修者および平成24年度までに「総合演習」を受講した方を除く〕は、毎年、年度末に今年度の学習の振り返りと自身の教職の適性を反省的に考察する作業を、各自の「履修カルテ」の作成により行っていただきます。この「学習の振り返りと適性の考察（履修カルテの作成）」は文部科学省の法令で定められているものです。そのため、下記のことを心がけてください。

- 1) 添削済みの返却レポートは必ず保管してください。年度末に学習の振り返りに使用していただきます。
- 2) 自身が教職に就くものとしての適性があるかを具体的に考える機会をもってください。2年生以上で30単位以上単位修得をした方を中心に児童・生徒とふれあうボランティア活動や福祉施設でのボランティア活動を推奨いたします。
- 3) 履修カルテの配布のため、
 - ① 高等学校福祉科免許状を「教育実習」受講が必要な方法で取得希望の方で、
 - ② 「総合演習」を平成24年8月のスクーリングまでに受講しない方は、①学籍番号・②氏名・③教職免許状希望者としての登録の旨記載して、書面（メール uk@tsukyo.tfu.ac.jp, FAX022-233-2212, 郵送）により通信教育部 教職免許係まで登録手続を行ってください。

折り返し、「履修カルテ」の様式や記載要領を下記の日程で送付予定です。毎年、同じ時期に記載いただく予定です。

	履修カルテ様式の大学からの送付	学生から大学への返送期限
4月生	3月10日ごろ	4月25日ごろ
10月生	9月10日ごろ	10月25日ごろ

7 教育職員検定（6条別表4）で免許状取得希望者の履修科目

いずれかの教科の高等学校教諭一種（または専修）免許状をすでに所持している方が、福祉科の免許状取得を希望する場合には、「教育職員免許法」6条別表4の方法（教育職員検定）で取得するのが一般的です。ご自身で大学での「学力に関する証明書」をもって、原則として在住（または在勤）の都道府県教育委員会に申請していただくことになります。検定といっても別途ペーパーテストが課されるわけではありません。

6条別表4によって免許状の取得を希望される方が大学で修得すべき単位は、以下のと

おりと本学では解釈しています。ただし、検定する権限をもつのは、都道府県教育委員会ですので、必要に応じてご自身で申請予定の都道府県教育委員会にお問い合わせください。

(1) 本学での履修科目について道府県教育委員会で具体的指示を受けられた方
指示のあった科目のみ履修してください。

(2) 本学での履修科目について都道府県教育委員会で具体的指示のなかった方

1) 教職に関する科目 「福祉科の指導法」[4単位]のみ履修

2) 教科に関する科目 教育職員免許法施行規則15条で「第4条に定める修得方法の例にならう」とされており、① p. 53～55の左側に示された科目について「それぞれ1単位以上計20単位」(施行規則4条)。さらに、②「教科に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない」(施行規則3条備考1)と規定されています。たとえば、「高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉」の科目では、本学では「高齢者福祉論」「児童福祉論」「障害者福祉論」の3科目すべての履修をもって「一般的包括的な内容を含むもの」となります。

②の規定があるために本学では「教育職員免許法5条別表第1」で免許状の授与を受けられる方と同等の45単位履修を推奨しております。しかし、他教科免許状の取得を必要とされている状況を鑑み、p. 53の表に◎を付けた科目(「福祉科の指導法」を含めて12科目合計35単位)をもって、「一般的包括的な内容を含むもの」とし、教職免許用の単位修得証明書(学力に関する証明書)を発行する予定です。

p. 53の表に◎を付けた科目の履修がない場合は、教職免許用の単位修得証明書(学力に関する証明書)に、教育委員会の指導により履修していない科目名を明記することもありますので、ご了承ください。

6条別表4履修者は、平成23年度以降入学者だけでなく、平成14～20年度以前の入学者もp. 54～55のカリキュラムでの履修が必要となる場合があります(書面での通信教育部への申し出が必要です)。

8 教職免許状取得希望者の個別単位認定

教職科目 の個別 単位認定

教職免許状取得希望者(正科生のみ)が、かつて在籍していた大学・短期大学で教職免許状取得のための科目(課程認定を受けている科目に限る)の単位を修得されている場合は、「教職に関する科目」「66条の6に定める科目」の一部を単位認定できることがあります。

※「教科に関する科目」の単位認定はできません。

教職免許状取得希望者でご希望で正科生の方は、出身校より、教職免許状用の「学力に関する証明書」（＝可能な限り新免許法の科目に読み替えた書式で発行してもらってください）を入手していただき、学生本人より「通信教育部 教職免許係」まで送付してください。出身校で新免許法対応の科目に読み替えた書式で発行が難しい場合は、旧免許法の書式でも可です。

認定の可否は、本学で単位認定委員会に諮ったうえで決定いたします。結果は1～2カ月程度で通知いたします。

(注1) 入学時に社会福祉士指定科目の個別単位認定を受けた科目について、そのままでは教職科目としての利用はできません。教科に関する科目を他大学で修得している場合は、その科目は出身大学の「学力に関する証明書」によって、免許申請を行っていただきます。

(注2) 他の大学で修得した単位と合わせて教職免許状を申請する場合、「教科に関する科目」は「教育職員免許法施行規則に定める科目区分」1科目のなかで他大学と本学の単位を合わせて申請することは原則としてできません（たとえば「高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉論」に必要な科目中1～2科目のみを本学で履修することはできません）。

その他の 個別 単位認定

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目「法の基礎（日本国憲法を含む）」「健康科学」「コミュニケーション英語」「情報処理Ⅰ」は、他の大学・短期大学で修得している場合、単位認定できることがあります。

「学力に関する証明書」または本冊子巻末の様式15で、出身校から証明をいただき、学生本人より「通信教育部 教職免許係」まで送付くだされば、その科目の単位は認定いたします。

Ⅲ 特別支援学校教諭一種免許状

平成19（2007）年4月より盲学校、聾学校および養護学校が、障害種別を超えた「特別支援学校」に一本化されました。これにともない、これまでの「盲・聾・養護学校」ごとの教員免許状は、教育領域（知的障害者・肢体不自由者・病弱者・視覚障害者・聴覚障害者）を定めた「特別支援学校一種免許状」に変更されました。

本学では、旧養護学校の教職免許と同等の「知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭一種免許状」および「聴覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭一種免許状」が取得できます。

この改正にともない、特別支援学校教諭一種免許状取得をめざす場合は、平成19（2007）年4月以降の入学者は原則的に①のカリキュラムで、平成18（2006）年10月までの入学者と平成19年度以降の入学者で養護学校免許状の取得できる課程のある大学・短期大学から「間をおかずに」編入学してきた方は原則的に②のカリキュラムで取得することになります。

1 新しいカリキュラム（新法）で特別支援学校教諭一種免許状取得を目指す方へ

平成19（2007）年4月以降の入学者（2・3年次編入学者を含む）は、原則として新法のカリキュラムで特別支援学校教諭一種免許状を取得することができます。

特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者、聴覚障害者）を取得するためには、下記の条件が必要です（平成19年改正教育職員免許法5条別表1）。

- (1) 学士の学位を有すること、および小学校、中学校、高等学校または幼稚園の教諭の普通免許状（一種でも二種でも可）を有すること。
- (2) 本学において「特別支援教育に関する科目」を下記のとおり履修すること。
 - ① 旧養護学校免許状にあたる「知的障害者、肢体不自由者、病弱者」の3つの領域の免許状を取得希望の方は、次ページの表に◎と△のついた14科目29単位の修得が必要です。
 - ② 旧養護学校・聾学校免許状にあたる「知的障害者、肢体不自由者、病弱者、聴覚障害者」の4つの領域の免許状を取得希望の方は、次ページの表に◎と○のついた16科目35単位の修得が必要です。

1. 平成19年改正施行教育職員免許法にもとづく特別支援学校教諭一種免許状取得について
(社会福祉学科)

免許法施行規則に定める科目区分	単位	本学の開設授業科目名	単位	配当年次	中心となる領域	含む領域	履修方法
特別支援教育の基礎理論に関する科目		◎障害者教育総論	2	2年以上			R or SR
特別支援教育領域に関する科目	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	◎知的障害者の心理	2	3年以上	知的障害者		R or SR
		◎知的障害者の生理・病理	2	3年以上	知的障害者		R
		◎肢体不自由者の心理、生理・病理	2	3年以上	肢体不自由者		R
		◎病弱者の心理、生理・病理	2	3年以上	病弱者		R
		◎聴覚障害者の心理	2	3年以上	聴覚障害者		R
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	◎聴覚障害者の生理・病理	2	3年以上	聴覚障害者		R or SR
		◎知的障害教育	4	2年以上	知的障害者	肢体不自由者	R or SR
		◎肢体不自由教育	2	2年以上	肢体不自由者	知的障害者	R
		◎病弱教育	2	2年以上	病弱者		R
		◎聴覚障害教育	4	2年以上	聴覚障害者		R or SR
免許法に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	病弱教育総論	2	3年以上	病弱者		R
		◎重複障害教育総論	2	3年以上	重複・LD等領域		R or SR
		(軽度)発達障害者の心理	2	3年以上	重複・LD等領域		R or SR
		◎(軽度)発達障害教育総論	2	3年以上	重複・LD等領域		R or SR
		自閉症教育総論	2	3年以上	重複・LD等領域		R
		△コミュニケーション障害教育	2	3年以上	重複・LD等領域	聴覚障害者	R
		◎視覚障害教育総論	2	2年以上	視覚障害者	知的障害者	R
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	◎障害者教育実習の事前・事後指導	1	3年以上			SR (特別R) *	
	◎障害者教育実習	2	3年以上			実習科目	

【履修上の特例】

1) 特別支援学校の教員として3年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する方→「障害者教育実習の事前・事後指導」「障害者教育実習」の2科目3単位の履修は免除されます(前ページ(2)に記載の必要単位数は3領域の場合26単位、4領域の場合32単位になります)。

※ご自身が3年以上の実務経験があり実習免除に該当するかどうかにつきましては、大学では判断ができませんので、勤務地の都道府県教育委員会にお問い合わせください。

2) 特別支援学校の教員として3カ月以上良好な成績で勤務した旨の証明を有する方→入学後に課されるレポートなどで特別支援学校について理解していると認められれば「障害者教育実習の事前指導スクーリング」の受講は免除になります(スクーリングが免除になるだけで、「障害者教育実習の事前・事後指導」の履修登録・レポート提出・単位修得や「障害者教育実習」の受講・単位修得は必要です)。

※3カ月以上の実務経験に関する証明書(校長印必要)と別途課される基礎的なレポート(指導案=細案による授業の実績が必要)によって、大学が判断いたします。

※「視覚障害者に関する教育の領域」のみの実務経験では免除の対象となりません。ご了承ください。

2 旧法で特別支援学校教諭一種免許状取得を目指す方へ

平成19年度以降の入学者で旧・養護学校教諭免許状が取得できる課程のある大学・短期大学から「間をおかずに」編入学してきた方（科目等履修生を含む）は、旧法でのカリキュラムで「知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭一種免許状」を取得することができます。

旧「教育職員免許法」5条別表第1の規定により、特別支援学校教諭一種免許状を授与されるためには、下記の条件が必要です。

- (1) 学士の学位を有すること、および小学校、中学校、高等学校または幼稚園の教諭の普通免許状（一種でも二種でも可）を有すること。
- (2) 大学において特殊教育に関する科目を23単位以上履修すること。本学では下記の8科目23単位をすべて履修することが必要です。
- (3) 旧法履修が可能な学籍から引き続き在籍していること（いったん退学・修了すると旧法履修はできません。科目等履修生の方は必ず平成26年3月末までに必要単位を修得することが必要です）。

(社会福祉学科)

特殊教育（養護学校免許状）に関する科目	単位数	本学の開講科目名	単位数	配当年次	履修方法	本学での履修方法
教育の基礎理論に関する科目	4	障害児教育Ⅰ 障害児教育Ⅱ	4 2	2年以上 2年以上	R R	8科目23単位履修のこと
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	6	障害児の心理 障害児の生理・病理	4 4	3年以上 3年以上	R or SR R	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	6	障害児の教育課程 障害児の指導法	2 4	3年以上 2年以上	R R	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3	障害児教育実習の事前・事後指導 障害児教育実習	1	3年以上	SR 実習科目	
			2	3年以上		

3 障害者（児）教育実習事前指導・実習受講条件について

実習受講までにあたって、下記の3つの段階で、特別支援教育に関する科目のうち一定程度の単位を修得しているなどの条件が付されています。条件の詳細は、『レポート課題集（3・4年次）』をご覧ください。(1)(2)はどちらが先でも結構です。

- (1) 障害者（児）教育実習のための内諾依頼状発行時点
- (2) 障害者（児）教育実習事前指導スクーリング申込み時点
- (3) 障害者（児）教育実習のための正式依頼状発行時点

※東日本大震災にともなう受講条件緩和措置→p. 7, 50参照

Ⅳ 社会福祉士国家試験受験資格

1 社会福祉士とは

社会福祉士

社会福祉士とは、わが国はじめての国家資格の社会福祉専門職です。「社会福祉士及び介護福祉士法」第2条では、社会福祉士は「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと（「相談援助」）を業とする者」と位置づけられています。

国家試験に合格し、登録を受けることによって、社会福祉士の名称が与えられます（名称独占）が、この資格がなければ相談援助業務に就けない（業務独占）というものではありません。

活躍の場

社会福祉士の登録者数は2010年10月末現在134,122名で(社)日本社会福祉士会を組織し社会的活動を行っています。地域福祉活動のコーディネーターとしてのソーシャルワーカーとして位置づけられ、障害者福祉施設、高齢者福祉施設、老人保健施設、児童福祉施設、社会福祉協議会、福祉事務所等さまざまな社会福祉の分野で働いています。介護保険法の施行以後は、居宅介護や福祉機器・介護用品を扱う民間企業等、福祉サービス産業にも幅広く進出しています。最近では、成年後見活動においての受任件数も増加しています。

この資格については、(財)社会福祉振興・試験センターのホームページ

<http://www.sssc.or.jp/>

(社)日本社会福祉士会のホームページ

<http://www.jacsw.or.jp/>

なども参考にしてください。

本学での履修

本学通信教育部で、社会福祉士国家試験受験資格を得るためには、p.63の指定科目をすべて履修する必要があります。

2 社会福祉士国家試験受験資格取得に関する指定専門科目

社会福祉士国家試験受験資格取得希望者は、下表に記載された20科目62単位を修得し、かつ本学通信教育部を卒業することが必要になります。

3 年次編入学者で社会福祉士国家試験受験資格取得希望者は下記20科目62単位を修得すれば、卒業もでき受験資格も取得できることになります。

「社会福祉援助技術演習Ⅱ」「社会福祉援助技術現場実習指導」を受講するためには、『レポート課題集（3・4年次）』『社会福祉援助演習Ⅱスクーリング受講条件』、『実習受講条件』に述べる受講条件を満たさないと受講できませんので、ご注意ください。

厚生労働大臣の指定する 社会福祉に関する科目	本学における授業科目の名称	配当年次	単 位 数	履修方法
社会福祉原論	*社会福祉原論（職業指導を含む）	2年以上	4	R or SR
老人福祉論	*高齢者福祉論	1年以上	4	R or SR
障害者福祉論	*障害者福祉論	1年以上	4	R or SR
児童福祉論	*児童福祉論	1年以上	4	R or SR
社会保障論 } 公的扶助論 } のうち1科目 地域福祉論 }	*社会保障論	3年以上	4	R or SR
	*公的扶助論	3年以上	2	R or SR
	*地域福祉論	2年以上	4	R or SR
社会福祉援助技術論 (ケースワーク、グループワーク、 コミュニティワーク及び 社会福祉調査法を含む。)	社会福祉援助技術論Ⅰ	2年以上	2	R or SR
	社会福祉援助技術論Ⅱ	2年以上	2	R or SR
	社会福祉援助技術論Ⅲ	3年以上	2	R
	社会福祉援助技術論Ⅳ	3年以上	2	R
社会福祉援助技術演習	社会福祉援助技術演習Ⅰ	2年以上	2	SR
	社会福祉援助技術演習Ⅱ	3年以上	2	SR
社会福祉援助技術現場実習	社会福祉援助技術現場実習	4年	4	実習科目
社会福祉援助技術現場実習指導	社会福祉援助技術現場実習指導	4年	2	SR
心理学 } 社会学 } のうち1科目 法学 }	*福祉心理学	1年以上	2	R or SR
	*福祉社会学	1年以上	4	R or SR
	*福祉法学	1年以上	4	R or SR
医学一般	医学一般	2年以上	4	R or SR
介護概論	介護概論	2年以上	4	R

(注1) 法令による指定科目は、「社会保障論」「公的扶助論」「地域福祉論」のうち1科目、「心理学」「社会学」「法学」のうち1科目となっていますが、本学では全科目必修となっています。

(注2) 本学では社会福祉援助技術現場実習に取り組むにあたって、すべての指定科目を履修済みであることを必要としています。

(注3) *は、「社会福祉士及び介護福祉士法」第7条第2号の規定に基づく社会福祉に関する基礎科目を示しています。

【履修上の特例】

1) 社会福祉援助技術実習免除希望の方

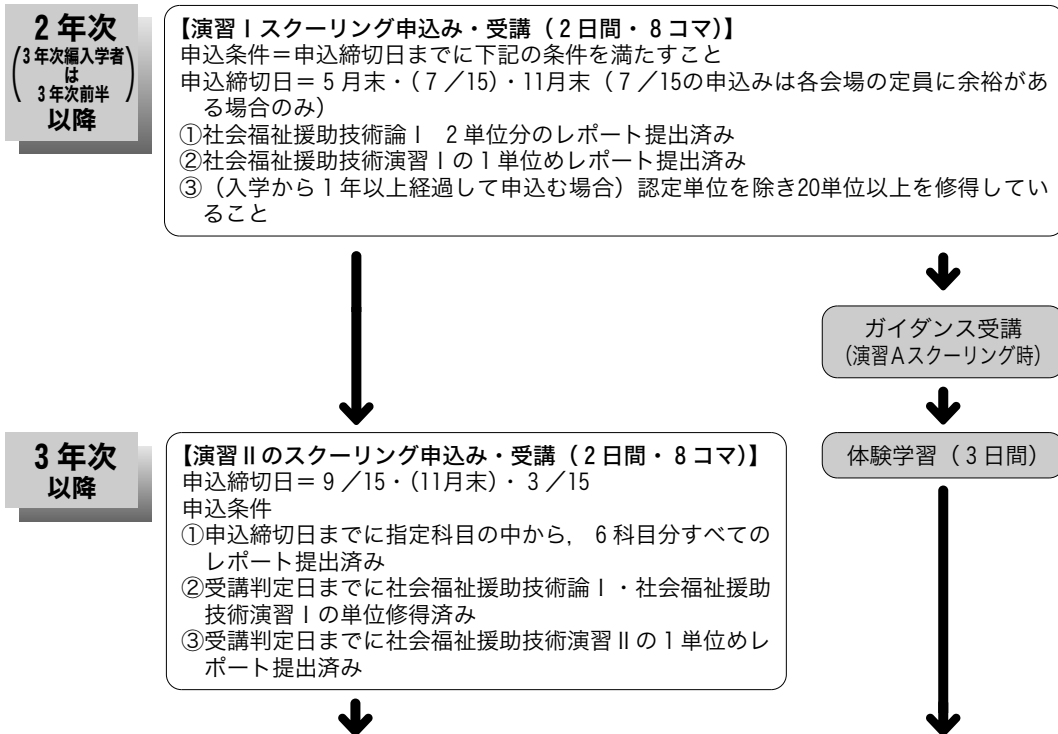
→皆様は、実習免除の特例はありません。相談援助の実務経験を有する方が再入学すると実習免除が認められる場合もあります（再入学年度の募集要項参照）。

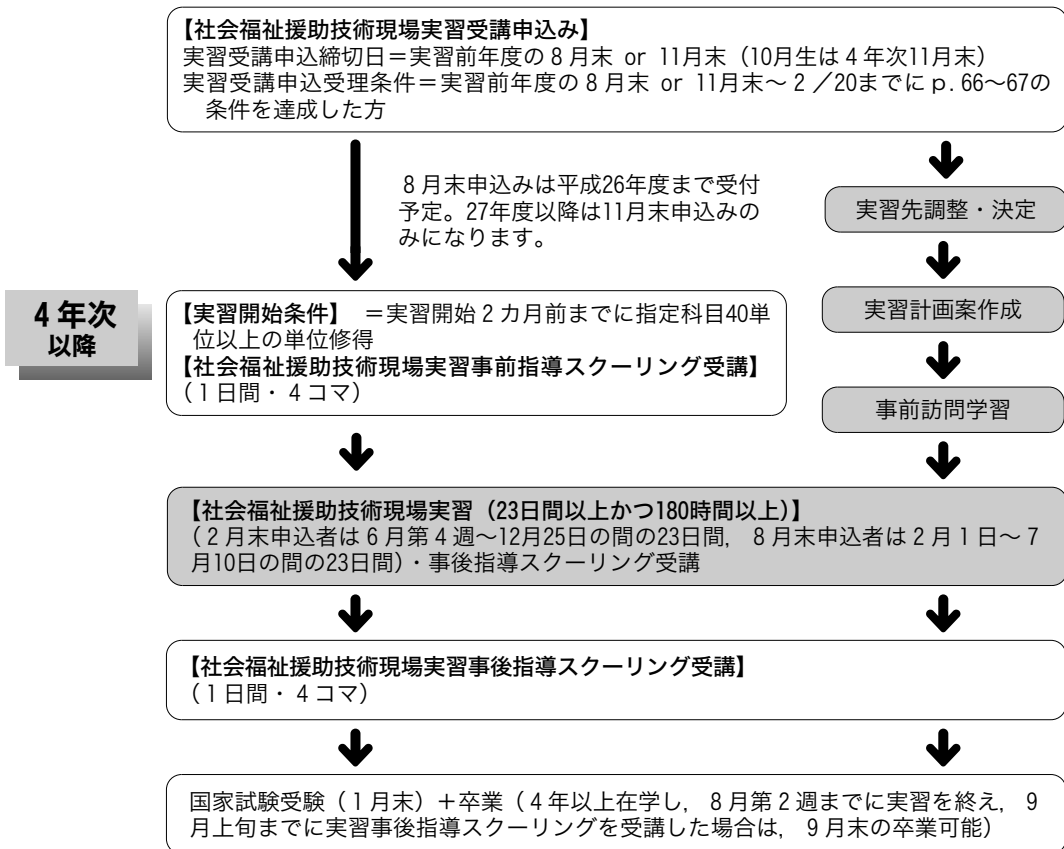
2) 他大学で社会福祉士・指定科目の単位修得をしており、入学時に本学で個別単位認定を受けた方

→個別単位認定を受けた科目は、本学で履修登録・単位修得の必要はありません。また、当該科目は卒業要件単位数、実習申込要件8科目の科目数に含めることができます。ただし、演習Ⅱの6科目レポート提出の条件には含めることができません（当該年度に5科目以下しか学習する科目がない場合を除く）。

3 指定科目履修の流れ

概略は、下記のような流れとなります。詳しくは、『レポート課題集』および今後の『With』での案内をご覧ください。指定科目とは社会福祉士受験資格に関する科目（p. 63）のことです。





4 演習実習科目の受講条件

「社会福祉援助技術演習Ⅰ・Ⅱ」「社会福祉援助技術現場実習指導」スクーリング、「実習」を受講するためには、p.65～69の受講条件を満たしていくことが必要になります。

なお、各演習・実習の受講条件（申込受理条件）の詳細は、『レポート課題集』の各目録欄や演習Ⅰ後のガイダンス受講時に配付の『実習の手引き』でもご確認ください。

※東日本大震災にともなう受講条件緩和措置→p.7, 50参照

●社会福祉援助技術演習Ⅰ

配当学年 2年次以上

申込締切 5月末・7月15日・11月末の年3回

- 申込条件 ①社会福祉援助技術論Ⅰの2単位分のレポートを提出していること
 ②社会福祉援助技術演習Ⅰの1単位めレポートを提出していること

③一括認定単位を除き20単位以上を修得していること。

※7月15日申込者の演習Ⅰスクーリングは、定員に余裕のある会場での受講許可となります。希望の会場で受講したい方は5月末にお申込みいただいた方が有利です。

●社会福祉援助技術演習Ⅱ

配当学年 3年次以上

申込締切 9月15日・11月末・3月15日の年3回

受講判定日 9月15日・9月末・10月15日・11月末・3月15日・3月末・4月15日

受講条件 ①申込締切日までに社会福祉士・指定科目（p.63参照）のなかから、6科目分すべてのレポートを提出していること。また、受講判定日までに社会福祉援助技術論Ⅰ・社会福祉援助技術演習Ⅰの単位を修得していること。
②受講判定日までに社会福祉援助技術演習Ⅱの1単位めレポートを提出していること。

※希望の会場で受講したい方は9月15日または3月15日までに受講条件を①②とも達成した方が有利です。

●社会福祉援助技術現場実習指導・実習

配当学年 3年次以上

申込締切 実習受講前年度11月末 or 8月末

受講判定日 11月末・12月20日・1月20日・2月20日 or 8月末

申込受理条件 ①社会福祉援助技術演習Ⅱのスクーリングを受講済みで、11月末（または遅くとも1月20日）までに社会福祉援助技術演習Ⅱのレポートを提出していること。

②【11月末申込みの場合】

- a) 11月末日までに「演習Ⅱ」を含む指定科目8科目の単位修得。
- b) 上記a)が達成できなかった方→12月20日までに「演習Ⅱ」を含む9科目の単位修得。
- c) 上記b)が達成できなかった方→1月20日までに「演習Ⅱ」を含む10科目の単位修得。
- d) 上記c)が達成できなかった方→2月20日までに「演習Ⅱ」を含む12科目の単位修得。

【8月末申込みの場合＝平成26年度まで受付予定。27年度以降廃止】

8月末日までに「演習Ⅱ」を含む指定科目12科目の単位修得。

- ③自身が実習申込受理条件を達成する受講判定日において、80単位以上を修得していること（一括・個別認定単位を含む）。
- ④遅くとも1月末までに体験学習（3日間）を実施し、判定日までに合格していること。
- ⑤社会福祉分野の業務に携わる意志を強く持っており、社会福祉の学習および実習に対して熱意と意欲をもっていること。また、社会的なルールが守れること。

※申込受理条件①～⑤を満たした時点で、実習依頼を開始します。希望の地域・種別・期間で実習先の確保を希望する方は、早めに受理条件を達成した方が有利です。

5 指定科目の学習計画の立て方

「社会福祉援助技術演習Ⅰ・Ⅱ」と「社会福祉援助技術現場実習指導・実習」には受講条件がありますので、最短年限で受験資格を得るには計画的に学習を進める必要があります。p. 63～67および『レポート課題集』も合わせてご覧ください。

(1) まず「演習Ⅰ」、次に「演習Ⅱ」の受講条件を申込締切日（一部受講判定日で可）までに満たすように学習計画をたててください。

※「演習Ⅰ」は申込締切日までに受講条件を満たすことが必要です。

※「演習Ⅱ」の受講条件を満たすためには、下記の期日までに学習を終えてください。

- 1) レポート 受講の前提となる6科目のレポートは申込締切日（9月15日・3月15日）必着で提出してください。ただし、単位修得すべき「論Ⅰ」「演習Ⅰ」については不合格になった場合は再提出の機会がないこともあるので、早めに提出してください。また、「演習Ⅱ」1単位めレポートは遅くとも受講判定日（10月15日・4月15日）までの提出が必要です。ただし、9月15日・3月15日までに提出した方が希望の会場で受講できる可能性が高くなります。
- 2) 科目修了試験 「論Ⅰ」を科目修了試験で単位修得する際は、遅くとも9/15申込みの場合9月・3/15申込みの場合2月までの科目修了試験を受験して合格していることが必要になります。
- 3) スクーリング 「論Ⅰ」「演習Ⅰ」をスクーリングで単位修得する際は、最終受講判定日の3日前までのスクーリングを受講して合格していることが必要になります。なお、「演習Ⅰ」のスクーリングを早めに受講して早めに事後レポートを提出し合格した方が希望の会場で受講できる可能性が高くなります。

- (2) 次に11月末に実習申込みを行い、11月末～2月20日の間に実習申込受理条件を満たすように学習計画をたててください。

※実習申込受理条件の各科目の単位修得条件を満たすためには、下記の期日までに学習を終えてください。

1) レポート 受講判定日(11月末, 12/20, 1/20, 2/20)の1カ月前までに提出し、判定日までに合格していることが必要です。不合格になった場合は再提出の機会がないこともあるので、早めに提出してください。なお、11月末に判定を受ける場合の「演習Ⅱ」のレポート提出は特例で11月20日までとします。

なお、1/5以降に再提出になったレポートは2/15まで提出が可能です。

2) 科目修了試験 11月末および12/20が判定日の場合は第5回(11月)を、1/20が判定日の場合は第6回(12月)を、2/20が判定日の場合は第7回(1月)科目修了試験までを受験して合格していることが必要です。

3) スクーリング 各判定日の3日前までのスクーリングを受講して合格していることが必要になります。なお、「演習Ⅱ」の際に実習受講上最低限必要な知識の確認テストを行います。

- (3) 福祉施設での勤務経験がない方は、実習前年度の遅くとも1月末までに、福祉施設での「体験学習」(連続3日間)を行っていただきます。くわしくは、『レポート課題集(1・2年次)』『社会福祉援助技術演習Ⅰ』欄をご覧ください。

- (4) 実習開始2カ月前までに指定科目40単位以上の単位修得済みでない「実習」を行うことはできません。

※実習開始2カ月前までに単位修得のためには、原則として、実習開始3カ月前までにレポートを提出して合格していること、実習開始2カ月前までの科目修了試験・スクーリング試験で合格していることが必要になります(たとえば7月1日実習開始希望で科目修了試験で単位修得の場合では、2月までの試験に合格が必要です)。

- (5) 実習前に「実習事前指導」のスクーリングを1回、可能ならば3回受講する必要があります。

〔任意〕1回め 事前指導A 2～3月ごろ

〔必須〕2回め 事前指導 4～5月ごろ：仙台のみ

〔任意〕3回め 事前指導B-2 5～6月ごろ

「実習事前指導」「演習」はいかなる理由においても遅刻は認められません。また、提出書類の不備や「社会福祉援助技術実習課題ノート」の内容が不十分な場合は「実習事前指導」受講は認められませんのでご注意ください。

※必須のスクーリングは、『レポート課題集(3・4年次)』巻末用紙でお申込みいた

だきます。

※任意のスクーリングは、実習係あてに書面でお申込みいただきます。ただし、定員制のため受講できない場合があります。

※その他の実習受講条件は『レポート課題集（3・4年次）』をご覧ください。

(6) **実習期間を確保してください。**

実習は、毎年6月第4週～12月25日の期間内で行っていただきます。

(7) **実習後に「実習事後指導」のスクーリングを受講する必要があります（1日間・4コマ受講；「実習事後指導」はいかなる理由でも遅刻を認められません）。**

6 社会福祉援助技術実習の概要

以下は概要です。くわしくは、『レポート課題集』や「社会福祉援助技術演習A」受講者に配付する冊子をご覧ください。

(1) **実習期間** 23日間以上、かつ180時間以上（4週間）

(2) **実習先の選定**

1) 法令で定められた種別の福祉施設・事業で、かつ省令の基準を満たす箇所（平成24年4月以降の実習先については、指導者講習会を受講した社会福祉士が実習指導者であることが望ましいが必須ではない）となります。

2) 省令の基準を満たす施設に勤務している方は、勤務先での実習も可能です。ただし、所属長の了解をとり、有給休暇扱いで、「社会福祉援助技術現場実習」にふさわしい内容が必要となります。

(3) **実習時期**

1) 4月生・10月生とも6月第4週～12月25日、または2月1日～7月10日の期間内で、23日間以上かつ180時間以上の実習を行うことを原則とします。

2) 実習期間中に、本学実習担当教員による1回の巡回指導（実習先で受講）の受講が必要になります。

※帰校指導の受講の必要はありません。

3) **実習の分割** 23日間の実習は、上記1)の期間内に同一の施設で行い、かつ、実習計画案が妥当と認められ、受入れ施設のご了解もいただければ「5日間+18日間」など分割的に行う実習も可能です（1回5日間以上4回まで分割可）。

4) 4年以上（3年次編入学者は2年以上）在学し、他の卒業要件を満たし、かつ8月第2週までに実習を終え、9月上旬までに実習事後指導スクーリングを受講する方は、

9月末の卒業も可能です。

- 5) 実習申込締切は前年度11月末または8月末となります。2月20日または8月末までに実習申込受理条件を満たすことが必要です。また、実習開始2カ月前までに指定科目40単位以上の単位修得、および実習事前指導スクーリングの受講、実習計画案の立案などが求められます。
- 6) 社会福祉士、精神保健福祉士の両方の資格取得を希望される場合、同一年度に2つの実習を受講することも可能ですが、無理のない学習計画・実習計画を立案し、承認されることが必要です。

7 社会福祉援助技術現場実習 実習対象施設

・法令で定められた実習先の種別は以下のとおりです。ただし、対象施設・事業であっても法令要件等により実習が認められない場合もありますのでご了承ください。

◎実習対象施設

1. 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童相談所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び指定医療機関
2. 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院及び診療所
3. 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
4. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神保健福祉センター
5. 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設、授産施設及び宿泊提供施設
6. 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会の事務所
7. 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
8. 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生相談所
9. 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター
10. 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター及び有料老人ホーム並びに老人デイサービス事業
11. 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子福祉センター
12. 更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生保護施設

13. 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設及び地域包括支援センター並びに居宅サービス事業のうち通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護を行う事業、地域密着型サービス事業のうち認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業のうち介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を行う事業、地域密着型介護予防サービス事業のうち介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業並びに介護予防支援事業
14. 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
15. 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に規定する発達障害者支援センター
16. 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設、福祉ホーム、地域活動支援センター並びに障害福祉サービス事業のうち療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を行う事業並びに相談支援事業
17. 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第10条の4第1項第2号に規定する便宜又は障害者自立支援法附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービスのうち同法附則第34条の規定による改正前の身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービスを供与し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設
18. 前各号に準ずる施設又は事業

＊病院・診療所も実習機関として条件付きで可能です（ただし体験学習機関としては認められません）。
病院・診療所で実習を行う条件は「医療機関において勤務経験のある者であり、医療ソーシャルワークに関して十分理解ある者」（レポートを提出し、合格が必要）のみが可能です。

8 社会福祉士国家試験

社会福祉士国家試験は毎年1月下旬に行われる予定です。受験申込書の受付（提出）期間は、受験前年9月上旬から10月上旬となる予定です。

試験地は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県ほかの予定です。

また、試験科目は、人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、社会調査の基礎、相談援助の基盤と専門職、相談援助の理論と方法、地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、福祉サービスの組織と経営、社会保障、高齢者に対する支援と介護保険制度、障害者に対する支援と障害者自立支

援制度，児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度，低所得者に対する支援と生活保護制度，保健医療サービス，就労支援サービス，権利擁護と成年後見制度，更生保護制度です。

3月末の卒業見込者は，1月下旬の試験を受験できます。ただし，3月に卒業しなかった場合，たとえ国家試験に合格しても，合格が取消されます。

くわしくは，社会福祉振興・試験センターのホームページなどで情報収集をお願いいたします。8月頃発行予定の機関誌『With』でもご案内いたします。

国家試験対策講義は，大学として①「特講・社会福祉学5」，②通学課程と合同の対策講義を行っていますが，遠隔地の方は各地の社会福祉士会が行っている講座・模擬試験などもご利用ください。国家試験の全般的な学習方法は，オンデマンド型授業視聴の要領（p.165～169）で自宅のパソコンで閲覧が可能です。国家試験対策は受験の半年前ぐらいから始め，ある程度学習が進んだら過去問題を解きながら知識を確認していくことが効果的です。

V 精神保健福祉士国家試験受験資格

1 精神保健福祉士とは

精神保健福祉士

精神保健福祉士（P S W）とは，「精神保健福祉士法」の規定にもとづいて制度化された精神障害者の社会復帰などを援助するソーシャルワーカーです。「精神保健福祉士の名称を用いて，精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって，精神病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け，又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ，助言，指導，日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う」（「精神保健福祉士法」第2条）ことを業とする相談援助の専門家です。

活躍の場

この資格は現在のところ「名称独占」として精神保健福祉士の名称を用いることができるというものであり，この資格がなければ，精神保健福祉の専門的職業に就けない（業務独占）というものではありません。しかし，今後，

精神障害者に対する地域での生活支援重視という流れを受けて、精神保健福祉士の役割・専門的機能がいっそう求められてくることが期待されています。2010年10月末現在の登録者数は47,859名です。

この資格については、(財)社会福祉振興・試験センターのホームページ

<http://www.sssc.or.jp/>

日本精神保健福祉士協会のホームページ

<http://www.japsw.or.jp/>

なども参考にしてください。

本学での履修

本学通信教育部で、精神保健福祉士国家試験受験資格を得るためには、次頁の指定科目をすべて履修する必要があります。

(備考) 精神保健福祉士国家試験受験のための指定科目は、平成24年度の入学者から変更になる可能性があり、また、国家試験科目も平成25年1月から変更になる可能性があります。そのため、学籍番号が変わる再入学を行うと、受験資格のための指定科目が変更になりますので、ご注意ください。

2 精神保健福祉士国家試験受験資格取得に関する指定専門科目

精神保健福祉士国家試験受験資格取得希望者は、下表に記載のとおり20科目62単位を修得し、かつ本学通信教育部を卒業することが必要になります。

3年次編入学者は下表に記載の全科目20科目62単位を修得すれば、卒業も可能で受験資格も取得できることとなります。

厚生労働大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目	本学における授業科目の名称	配当年次	単位数	履修方法	
精神医学	精神医学	3年以上	4	R	
精神保健学	精神保健	2年以上	4	R	
精神科リハビリテーション学	精神科リハビリテーション学	3年以上	4	R or SR	
精神保健福祉論	精神保健福祉論Ⅰ	2年以上	2	R or SR	
	精神保健福祉論Ⅱ	2年以上	2	R or SR	
	精神保健福祉論Ⅲ	3年以上	2	R or SR	
社会福祉原論	*社会福祉原論(職業指導を含む)	2年以上	4	R or SR	
社会保障論 公的扶助論 地域福祉論	} のうち1科目	*社会保障論	3年以上	4	R or SR
		*公的扶助論	3年以上	2	R or SR
		*地域福祉論	2年以上	4	R or SR

厚生労働大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目	本学における授業科目の名称	配当年次	単位数	履修方法
精神保健福祉援助技術総論	*精神保健福祉援助技術総論	2年以上	4	R or SR
精神保健福祉援助技術各論	精神保健福祉援助技術各論	2年以上	4	R or SR
精神保健福祉援助演習	精神保健福祉援助演習	3年以上	2	SR
精神保健福祉援助実習	精神保健福祉援助実習	4年	6	実習科目
医学一般	*医学一般	2年以上	4	R or SR
心理学 } 社会学 } 法学 } のうち1科目	*福祉心理学	1年以上	2	R or SR
	*福祉社会学	1年以上	4	R or SR
	*福祉法学	1年以上	4	R or SR

(注1) 法令による指定科目は、「社会保障論」「公的扶助論」「地域福祉論」のうち1科目、「心理学」「社会学」「法学」のうち1科目となっておりますが、本学では必修としています。

なお、上表の科目はあくまでも旧カリキュラムで国家試験資格を取得するための指定科目です。実際の国家試験の科目は、平成21年度（第12回）から平成23年度（第14回）までは共通科目のみ、平成24年度（第15回）以降は共通科目と専門科目が新カリキュラムに対応した科目での受験となります。受験勉強は最新のカリキュラムに対応させていただきます。

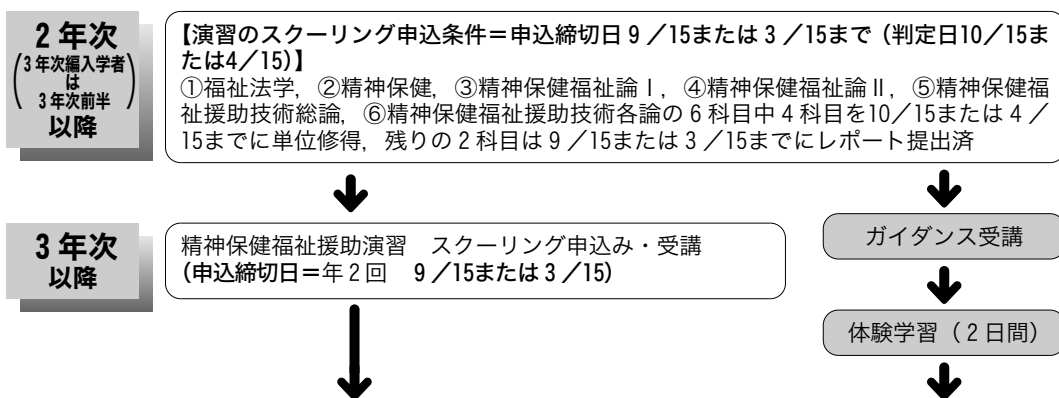
(注2) 本学では精神保健福祉援助実習に取り組むにあたって、すべての指定科目を履修済みであることを必要としています。

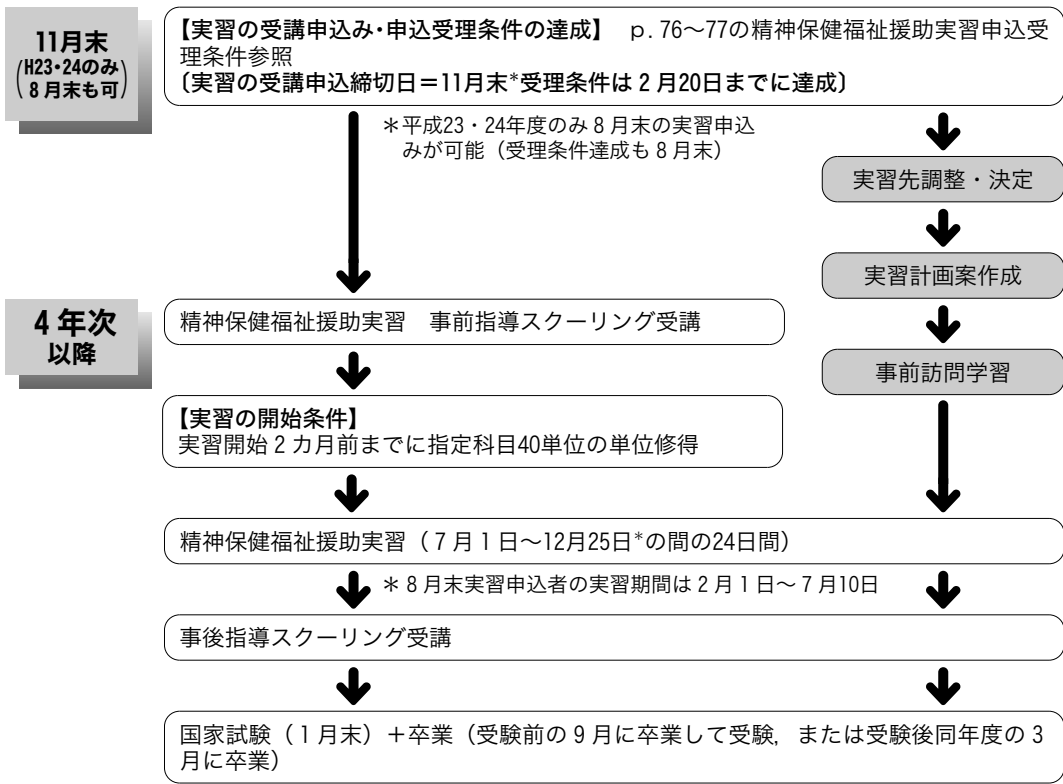
(注3) *は、「精神保健福祉法」第7条第2号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目を示しています。

3 指定科目履修の流れ

概略は、次頁のような流れとなります。体験学習をはじめくわしくは、『レポート課題集（3・4年次）』、および今後の『With』でのご案内をご覧ください。

「精神保健福祉援助実習」は、実習事前事後指導（2単位分・事前指導・事後指導スクーリング）と実習（4単位分）により単位認定となります。





4 演習実習科目の受講条件

「精神保健福祉援助演習」「精神保健福祉援助実習」を受講するためには、下記の受講条件を満たしていくことが必要になります。なお、各演習・実習の受講条件(申込受理条件)の詳細は、『レポート課題集』の各科目欄やガイダンス受講時に配付の『実習の手引き』でもご確認ください。

※東日本大震災にともなう受講条件緩和措置→p. 7, 50参照

●精神保健福祉援助演習

配当学年 3年次以上

申込締切 9月15日・3月15日の年2回

受講判定日 9月15日・10月15日・3月15日・4月15日

申込条件 ①申込締切日までに①福祉法学, ②精神保健福祉論Ⅰ, ③精神保健福祉論Ⅱ, ④精神保健, ⑤精神保健福祉援助総論, ⑥精神保健福祉援助各論のすべてのレポートを提出済。かつ, 上記6科目中4科目は受講判定日

(10/15・4/15)までに単位修得済であること。

- ②受講判定日までに、「精神保健福祉援助演習」1単位めのレポートを提出していること。
- ③(入学から1年以上経過して申込む場合)認定単位を除き20単位以上を修得していること。

●精神保健福祉援助実習

配当学年 4年次以上

申込締切 実習受講前年度の11月末

*平成23・24年度のみ8月末の実習申込みが可能(詳細は
『レポート課題集2011(3・4年次)』参照)

受講判定日 下記条件により11月末・12月20日・1月20日・2月20日/8月末*のいずれか

申込受理条件 ①精神保健福祉援助演習のスクーリングを受講済みで、11月末～1月20日/8月末*までに精神保健福祉援助演習の2単位めのレポートを提出し、判定日までに合格していること。

②【11月末申込みの場合】

- a) 11月末日までに指定科目8科目の単位修得(「精神保健福祉援助演習」+「専門科目※」4科目を含む)。
- b) 上記aが達成できなかった方→12月20日までに指定科目9科目の単位修得(「精神保健福祉援助演習」+「専門科目」5科目を含む)。
- c) 上記bが達成できなかった方→1月20日までに指定科目10科目の単位修得(「精神保健福祉援助演習」+「専門科目」6科目を含む)。
- d) 上記cが達成できなかった方→2月20日までに指定科目11科目の単位修得(「精神保健福祉援助演習」+「専門科目」6科目を含む)。

※専門科目:「精神保健福祉論Ⅰ」「精神保健福祉論Ⅱ」「精神保健福祉論Ⅲ」「精神保健」「精神医学」「精神保健福祉援助技術総論」「精神保健福祉援助技術各論」「精神科リハビリテーション学」「精神保健福祉援助演習」「精神保健福祉援助実習」の10科目(以下、同様)

③【8月末実習申込みの場合】

8月末までに上記専門科目*の中から演習・実習を除く8科目の中から6科目、専門科目を除く指定科目の中から4科目を選択し、合計11科目の単位修得（最低単位修得条件）。なお本条件は、平成23年8月末の実習申込みからすべての学生に対して適用となります。

④自身が実習申込受理条件を達成する受講判定日において、卒業要件80単位以上を修得していること（認定単位を含む）。

⑤「体験学習ガイダンス」受講後、原則として1月末、遅くとも2月20日／7月末、遅くとも8月20日*までに体験学習（2日間）を実施し（または実績報告による免除）、各判定日までに合格していること。

*8月末申込みの場合

⑥精神保健福祉分野の業務に携わる意志を強く持っており、精神保健福祉の学習および実習に対して熱意と意欲をもっていること。また、社会的なルールが守れること。

5 指定科目の学習計画の立て方

「精神保健福祉援助演習」と「精神保健福祉援助実習」には受講条件がありますので、最短年限で受験資格を得るには計画的に学習を進める必要があります（『レポート課題集（3・4年次）』『精神保健福祉援助演習スクーリング受講条件』、『精神保健福祉援助実習申込受理条件』参照）。

「指定科目履修の流れ」はp.74～75もご覧ください。

(1) まず、「演習」の受講条件を満たすように学習計画を立ててください（くわしくはp.76および『レポート課題集（3・4年次）』をご覧ください）。

1) レポート 受講の前提となる6科目のレポートは申込締切日（9月15日・3月15日）必着で提出してください。ただし、単位修得すべき4科目については不合格になった場合は再提出の機会がないこともあるので、早めに提出してください。また、「演習」1単位めレポートは最終受講判定日（10月15日・4月15日）までの提出が必要です。ただし、早めに提出した方が希望の日程で受講できる可能性が高くなります。

なお、9/1、3/1以降に再提出として返却されたレポートはそれぞれ10/10、4/10まで提出が可能です。

2) 科目修了試験 単位修得すべき4科目を科目修了試験受験する場合は、遅くとも

9/15申込みの場合9月・3/15申込みの場合2月までの科目修了試験を受験して合格していることが必要になります。

3) スクーリング 単位修得すべき4科目をスクーリング受講する場合は、最終受講判定日の3日前までのスクーリングを受講して合格していることが必要になります。

(2) 精神保健福祉機関・施設での勤務経験がない方は実習前年度に、精神保健福祉機関・施設での「体験学習」(2日間以上、1日ずつ2カ所でも可)を行っていただきます(1日ずつ2カ所でも可)。「体験学習」先で実習をすることも多くなります。くわしくは、『レポート課題集(3・4年次)』「演習」欄「体験学習」をご覧ください。

(3) 実習前年度の11月末*までに実習申込みを行ってください。

*平成23・24年度のみ8月末の実習申込みが可能(受理条件達成も8月末)

(4) 実習申込受理条件は下記のとおりです。

【11月末までに実習申込みを行う方】

下記にしたがい、早ければ11月末までに遅くとも2月20日までに、p.76~77記載の実習申込受理条件を満たすための単位修得を行ってください。その際、下記のようにレポート提出などを行ってください。

1) レポート 受講判定日(11月末、12/20、1/20、2/20)の1カ月前までに提出し、判定日までに合格していることが必要です。不合格になった場合は再提出の機会がないこともあるので、早めに提出してください。なお、11月末に判定を受ける場合の「演習」のレポート提出は特例で11月20日までとします。

なお、1/5以降に再提出になったレポートは2/15まで提出が可能です。

2) 科目修了試験 11月末および12/20が判定日の場合は第5回(10~11月)を、1/20が判定日の場合は第6回(12月)を、2/20が判定日の場合は第7回(1月)科目修了試験までを受験して合格していることが必要です。

3) スクーリング 各判定日の3日前までのスクーリングを受講して合格していることが必要になります。

※2月20日までに条件を満たせなかった方は、次回11月末*に再度実習申込みが必要となり、翌年の2月20日までに条件を満たせば、「精神保健福祉援助実習」の申込みが受理されます。

*平成23・24年度のみ8月末の実習申込みが可能(受理条件達成も8月末)

【8月末までに実習申込みを行う方】

8月末までにp.77に記載の受講条件を満たすための単位修得を行ってください。その際、下記のようにレポート提出などを行ってください。

1) レポート

7月末日必着までに提出。ただし不合格になった場合は再提出の機会がないこともあるので、早めに提出してください。

2) 科目修了試験

7月下旬（第3回科目修了試験）までの科目修了試験を受験して合格していること。第3回科目修了試験を受験する方は、7月14日がレポート提出締切日です。

3) スクーリング

8月下旬までのスクーリングを受講して、8月末までに合格していること。

(5) 実習開始条件（すべての学生に対して適用）

すべての実習受講生は実習開始日の1カ月前には実習を除く指定17科目（旧カリキュラム）の単位修得済みであることが望ましい。ただし下記の最低条件を達成していれば可とします。

実習開始日の2カ月前までに、①指定科目の中から40単位の単位修得、②実習を除くすべての「専門科目」※のレポートを提出済みであること。

※「専門科目」：精神保健福祉論Ⅰ・精神保健福祉論Ⅱ・精神保健福祉論Ⅲ・精神保健・精神医学・精神保健福祉援助技術総論・精神保健福祉援助技術各論・精神科リハビリテーション学・精神保健福祉援助演習・精神保健福祉援助実習の10科目

(6) 実習前に「事前指導」のスクーリング（1日間・3コマ）を受講する必要があります。開講日程およびその他の実習受講条件は『レポート課題集（3・4年次）』をご覧ください。

(7) 実習期間を確保してください。実習期間は、7月1日～12月25日の間に24日間となります。

※10月生（または4月生の在籍延長者）で9月末の卒業を希望する方は7月～8月第2週までに実習を終え、9月上旬の実習事後指導を受講し合格しなければなりません。

(8) 実習の実務経験による免除は一切ありません。

(9) 実習施設種別についてはp. 81をご覧ください。

(10) 実習後に「実習事後指導」のスクーリング（2日間・5コマ）を受講する必要があります。

6 精神保健福祉援助実習の概要

以下は概要です。くわしくは、『レポート課題集（3・4年次）』や「精神保健福祉援助演習」受講者に配付する『精神保健福祉援助実習の手引き』をご覧ください。

- (1) **実習期間** 24日間以上、かつ180時間以上（4週間）
- (2) **実習先の種別** 次頁「7 精神保健福祉援助実習 実習施設」に記された種別の病院・施設で行うことが必要です。対象外の病院・施設で実施した場合は、国家試験の受験資格は得られません。
- (3) **実習先の選定** 実習先の選定ならびに依頼調整は、学生が希望する実習先にたいして大学から行われます。原則として配属実習であり、希望する地域、時期、種別で行えないことも予想されますので予めご了承ください。
- (4) 「精神保健福祉援助実習」の実務経験による免除は一切ありません。
- (5) **勤務先での実習** 現在、省令の基準を満たす病院・施設に勤務している方は、勤務先での実習も可です。ただし、勤務先所属長の了解をとり、有給休暇扱いで、「精神保健福祉援助実習」にふさわしい内容が必要です。
- (6) **実習の分割** 24日間の実習は、約1カ月の間に連続して行うことが原則です。ただし、受け入れ先ならびに本学実習担当教員との十分な事前相談のうえ了解が得られれば、「12日間+12日間」「6日間+18日間」など分割的に行う実習も可能です（ただし2分割まで）。
- (7) 4年以上（3年次編入学者が2年以上）在学し、他の卒業要件を満たし、かつ8月第2週までに実習を終え、9月上旬までに実習事後指導スクーリングを受講する方は、9月末の卒業も可能です。
- (8) 実習開始2カ月前までに指定科目40単位以上の単位修得、および実習事前指導スクーリングの受講、実習計画書の立案などが求められます。
- (9) 精神保健福祉士、社会福祉士の両方の資格取得を希望される場合、同一年度に2つの実習を受講することも可能ですが、無理のない学習計画・実習計画を立案し、承認されることが必要です（p. 82～83参照）。
- (10) 「精神保健福祉援助実習」は、卒業までに必ず実習を行わないと、国家試験の受験資格の取得ができません。

7 精神保健福祉援助実習 実習施設

(平成10年厚生省告示10号
最終改正平成18年厚生労働省告示573号)

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号力の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める施設

- (1) 精神科病院
- (2) 病院又は診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る。）
- (3) 保健所
- (4) 地域保健法（昭和22年法律第101号）に規定する市町村保健センター
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神保健福祉センター、障害者自立支援法（平成17年法律123号）附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下この号において「旧法」という。）に規定する精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉工場及び精神障害者地域生活支援センター並びに障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設（旧法に規定する精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設及び精神障害者福祉工場に限る。）
- (6) 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行うものに限る。）又は相談支援事業を行う施設、障害者支援施設及び地域活動支援センター（主として精神障害者〔同法第4条第1項に規定する精神障害者をいう。〕が利用するものに限る。）

※(2)の診療所については、本学の実習指導方針に則り、精神科デイケアを併設している診療所とする（診療のみの場合は認められない）。

※障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスにかかわる規定の施行に伴い、精神障害者社会復帰施設にかかわる規定はすべて削除され、2006（平成18）年10月1日の時点で現存する精神障害者社会復帰施設の設置については、精神障害者地域生活支援センターを除き、経過措置として平成24（2012）年3月31日の前日までは、従来どおり運営することができるかとされています。

8 精神保健福祉士国家試験

精神保健福祉士国家試験は毎年1月下旬に行われる予定です。受験申込書の受付（提出）期間は、受験前年9月上旬から10月上旬となる予定です。

試験地は、北海道、宮城県、東京都などです。

また、試験科目は、精神医学、精神保健学、精神科リハビリテーション学、精神保健福祉論、精神保健福祉援助技術、現代社会と福祉、社会保障、低所得者に対する支援と生活保護制度、地域福祉の理論と方法、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、権利擁護と成年後見制度、福祉行財政と福祉計画*、保健医療サービス*、および人体の構造と機能及び疾病です（現在見直しが行われているため、平成24年度以降変更予定）。

*は皆様のカリキュラムにはない科目のため、各自で学習する必要があります。

3月末の卒業見込者は、1月下旬の試験を受験できます。ただし、3月に卒業ができなかった場合、たとえ国家試験に合格しても、合格が取消されます。

くわしくは、社会福祉振興・試験センターのホームページなどで情報収集をお願いいたします。毎年8月頃発行予定の機関誌『With』でもご案内いたします。

国家試験対策講義は、大学として「特講・社会福祉学6・7」を行っています。国家試験の全般的な学習方法は、オンデマンド型授業視聴の要領（p.165～169）で自宅のパソコンで閲覧が可能です。国家試験対策は受験の半年前ぐらいから始め、ある程度学習が進んだら過去問題を解きながら知識を確認していくことが効果的です。

9 社会福祉援助技術現場実習および精神保健福祉援助実習の同一年度受講を希望する方へ

平成21年度より「社会福祉援助技術現場実習」および「精神保健福祉援助実習」の同一期同時申込実習、同一年度実習を認めています。希望者は下記内容をよくお読みください。詳細につきましては別途実習係あてにご相談ください。

1 同一期同時申込実習

11月末に社会福祉援助技術現場実習と精神保健福祉援助実習を同時に申込む方法です。原則として社会福祉援助技術現場実習を6/第4週～8/第2週の期間に終え9/上旬の社会福祉援助技術現場実習指導（事後指導）を受講した後、精神保健福祉援助実習を10～12/25の各期間に行い、12月か2月の精神保健福祉援助実習事後指導を受講し3月末に卒業します。精神保健福祉援助実習を先に行うこともできますが、実習期間が7/1～8/第2週の期間に24日間の実習をしなければならないため、実習先確保が難しくなる場合があります。

なお8月末の同一期同時申込みは、事後指導スクーリングの開講時期が重複するため不可です。

2 同一年度実習

8月末^{*1}と11月末にそれぞれ社会福祉援助技術現場実習と精神保健福祉援助実習を申込む方法です。どちらを先に申込むかは任意です。8月末申込みで2/1～7/10の期間、11月末申込みで6/4週～10/2週^{*2}（7/1～12/25^{*3}）の期間に23日間、24日間の実習を行っていただきます。

※1 精神保健福祉援助実習は平成23・24年度のみ（社会福祉援助技術現場実習は未定）

※ 2 社会福祉援助技術現場実習期間

※ 3 精神保健福祉援助実習期間

3 同一期同時申込実習の受講条件

同一期同時申込実習の受講に際しては、

- ① 2つの実習受講を希望する目的意思が明確なこと（単に挑戦したいなどの理由は不可）。
- ② 早期に国家試験受験の熱意があり、卒業後に福祉専門職に従事する意思が明確なこと。
- ③ 11月末の時点でいずれかの実習の申込受理条件を達成しており、12/20の受講判定日の時点でもう一方の申込受理条件を達成すること。
- ④ 演習の受講時等の態度が積極的かつ協動的であり、とくに福祉専門職としての適性があると認められること。
- ⑤ 「学習計画」がきちんとたてられていること、などを条件とします。

4 注意事項

- 1) 両方の指定科目だけで、3年次編入学者で最低限96単位修得が必要です。3年次編入学者は、何年在学しても超過履修費が16単位分（8万円）かかります（p. 182参照）。
- 2) 同一期同時申込実習は、同じ実習期間に両実習合わせて47日間以上の実習日の確保が必要です。同一年度実習も同様に両方の資格指定科目の学習を行わなければならない、過密な学習スケジュールとなることが予想されます。

基本的には、いずれか一方の実習を確実に終えてから、次年度にもう一方の実習を申込みれることを強く推奨いたします。

VI その他本学で取得できる資格

「社会福祉主事任用資格」「児童指導員任用資格」「知的障害者福祉司任用資格」は、卒業すれば取得できます。

(注) ただし、福祉心理学科に3年次編入学した場合、専門選択科目B群のなかの科目選択によって社会福祉主事任用資格は取得できない場合があります（p. 84参照）。

「心理判定員・児童心理司任用資格」（p. 88）は、福祉心理学科を卒業すれば取得できます。

「認定心理士」（p. 86～88）は、p. 87表のとおり単位修得し、大学を卒業したうえで、日本心理学会に申請すれば取得できます。

「産業カウンセラー受験資格」は、p. 89表記載のとおり単位修得すれば受験資格は取得

できます。「産業カウンセラー」の詳細は、「産業カウンセラー協会」ホームページを参照してください。

「特別支援教育支援員基礎講座修了証明」は、本学が受講証明を出すものですが、「特別支援教育支援員」の応募や継続にあたって有益になると考えています。関心のある方は履修してみてください（p. 91）。

「児童福祉司任用資格」は、本学卒業後1年間の実務経験で取得できます。くわしくはp. 85をご覧ください。

「精神保健福祉相談員任用資格」は、p. 86をご覧ください。

任用資格は、公務員などの採用試験に合格し、かつ専門職として配置されて生かされる資格です。福祉医療関係の施設への就職に際し、資格要件として求められる場合もあります。

1 社会福祉主事任用資格

福祉心理 学科3年 次編入学 者へ注意

社会福祉主事は、都道府県、市町村の福祉事務所などに配置され、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に定める援護、育成または更生の措置に関する事務をおこないます（社会福祉法 第18・19条）。任用資格は本学を卒業すれば取得できますが、福祉心理学科への3年次編入学者の場合のみ、専門選択科目B群の科目選択によっては取得できない場合があります。

福祉心理学科に3年次編入学した方で「社会福祉主事任用資格」を取得しようとする場合は、下表の1～19の枠のなかから3つの枠を選んで3科目以上履修してください。枠14の「福祉心理学」「心理学概論」は福祉心理学科卒業の必修科目ですから、残り2枠を選んで2科目を履修すればよいこととなります（たとえば「福祉社会学」「福祉法学」「児童・家庭福祉論」「高齢者福祉論・介護概論（2科目セットで1科目扱い）」「社会福祉原論」などのなかから2科目）。

指定科目 一覧

社会福祉主事任用資格取得に関する指定科目

枠	本学における授業科目の名称	配当年次	単位数	履修方法	本学における履修方法
1	社会福祉原論（職業指導を含む）	2年以上	4	R or SR	1～19の枠別に3科目以上履修のこと (社会福祉援助技術論Ⅰ～Ⅳ、および精神保健福祉論Ⅰ～Ⅲについては、2科目を履修して、1科目と計算する)
2	社会福祉援助技術論Ⅰ	2年以上	2	R or SR	
	社会福祉援助技術論Ⅱ	2年以上	2	R or SR	
	社会福祉援助技術論Ⅲ	3年以上	2	R	
	社会福祉援助技術論Ⅳ	3年以上	2	R	
3	福祉施設管理論	3年以上	4	R or SR	
4	社会保障論	3年以上	4	R or SR	
5	公的扶助論	3年以上	2	R or SR	
6	児童福祉論	1年以上	4	R or SR	
7	障害者福祉論	1年以上	4	R or SR	
8	知的障害者福祉論	2年以上	2	R or SR	
9	精神保健福祉論Ⅰ	2年以上	2	R or SR	
	精神保健福祉論Ⅱ	2年以上	2	R or SR	
	精神保健福祉論Ⅲ	2年以上	2	R or SR	
10	高齢者福祉論	1年以上	4	R or SR	
11	地域福祉論	2年以上	4	R or SR	
12	福祉法学	1年以上	4	R or SR	
13	福祉心理学	1年以上	2	R or SR	
	心理学概論	1年以上	4	R or SR	
14	福祉社会学	1年以上	4	R or SR	
15	教育原理	1年以上	4	R	
	教育史	2年以上	4	R	
16	公衆衛生学	2年以上	4	R	
17	医学一般	2年以上	4	R or SR	
18	リハビリテーション論	2年以上	2	R or SR	
19	介護概論	2年以上	4	R	

2 児童福祉司任用資格

児童福祉司とは、児童相談所に配置され、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、必要な指導等をおこないます（児童福祉法 第13条）。

平成16年11月の「児童福祉法」の改正により、児童福祉司任用資格は大学において、心理学、教育学、もしくは社会福祉学を修めて卒業した者という条件だけでなく、その後1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事した者という条件も追加されましたので、本学卒業のみでは取得できません。ただし、「社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験合格者」は実務経験がなくても任用資格を有します（児童福祉法第13条・児童福祉法施行規則第6条）。

児童福祉司任用資格に関して、卒業後実務経験1年の証明につきましては、任用する都

道府県・市町村などで判断すべき事項であると考えておりますため、本学で児童福祉司任用資格所持を有しているという証明書を発行することはいたしません。

3 その他の福祉関連の任用資格

児童指導員

児童養護施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設などに配置され、児童の生活指導をおこないます（児童福祉施設最低基準 第42・43・49・56・61・69・73・75条）。

知的障害者福祉司

都道府県、市町村の福祉事務所や知的障害者更生相談所に配置され、知的障害者の福祉に関する事務をおこないます（知的障害者福祉法 第13条）。

精神保健福祉相談員

都道府県、市町村の精神保健福祉センターや保健所などに配置され、精神保健福祉に関する相談に応じたり、精神障害者やその家族等を訪問して必要な指導をおこないます（精神保健福祉法 第48条）。

近年の法改正で、任用資格の条件のひとつに「大学で社会福祉に関する科目または心理学の課程を修めて卒業した者であって、精神保健、精神障害者の福祉に関する知識および経験を有する者」と明確に定められたものです。「大学で社会福祉に関する科目または心理学の課程を修めて卒業した者」という条件は、本学社会福祉学科・福祉心理学科を卒業した方ならば満たしていますが、「精神保健、精神障害者の福祉に関する知識および経験を有する者」という条件は、任用する都道府県、市町村などで判断すべきものと考えておりますので、本学で精神保健福祉相談員任用資格を有しているという証明書を発行することはいたしません。

なお、「精神保健福祉士」は「精神保健福祉相談員任用資格」を有しています。

4 認定心理士

「心理学の専門家として仕事をするために必要な、最小限の標準的基礎学力と技能を修得している」と日本心理学会が認定した方のことです。心理学全般について基礎的な学習をしているという社会的な認知を得ることが可能です。また、将来、心理関係の国家資格

ができた時に、基礎資格として「認定心理士」をおく可能性もあります。

認定心理士の資格は、卒業後日本心理学会に申請すれば得られますが、そのためには、決められた科目の単位を修得しているという条件を満たさなければなりません。

認定心理士についての詳細は、日本心理学会のホームページ

<http://www.psych.or.jp/>

などを参考にしてください。

本学での資格取得方法は下表のとおりです。本学福祉心理学科を卒業した方、他学科卒業の学生も、下表の基準をまちがいになく単位修得すれば、「認定心理士」の資格は取得できます。他学科の学生で認定心理士の取得を希望する方は、自身の責任において日本心理学会のホームページなどで、条件を確認したうえで履修すべき科目を選択してください。

認定心理士資格に関する科目（科目名太字は本学福祉心理学科卒業のための必修科目）

科目	領域	本学の開設科目名	配当年次	単位数	本学での履修方法 (総計36単位以上修得)
基礎科目	a 心理学概論	心理学概論	1年以上	4	12単位必修
	b 心理学研究法	心理学研究法Ⅰ	2年以上	2	
		心理学研究法Ⅱ	2年以上	2	
	c 心理学実験・実習	心理学実験Ⅰ	2年以上	2	
		心理学実験Ⅱ	2年以上	2	
選択科目	d 知覚心理学・学習心理学	学習心理学	3年以上	2	d, f, g, hの4領域中 3領域が各4単位以上で、 かつ、4領域の小計が24単 位以上修得のこと f, gの領域は福祉心 理学科を卒業すれば各 4単位以上を満たしま す。d, hの領域のい ずれかで4単位以上にな るような単位修得が 必要になります
		認知心理学	3年以上	4	
	e 生理心理学・比較心理学	—	—	—	
		生涯発達心理学	2年以上	4	
	f 教育心理学・発達心理学	教育心理学	2年以上	2	
		児童青年心理学	3年以上	4	
		老年心理学	3年以上	4	
		障害児の心理	3年以上	4	
	g 臨床心理学・人格心理学	臨床心理学	2年以上	4	
		人格心理学	2年以上	4	
		心理アセスメント	2年以上	2	
		心理療法	3年以上	4	
		精神保健	2年以上	(2)	
		カウンセリングⅠ	2年以上	1	
		カウンセリングⅡ	2年以上	1	
	h 社会心理学・産業心理学	福祉心理学	1年以上	2	
		環境心理学	2年以上	2	
		社会心理学	1年以上	2	
家族心理学		2年以上	2		
産業心理学		2年以上	1		
組織心理学		2年以上	1		
その他	i 心理学関連科目・卒業論文	卒業研究	4年	(4)	※ a～i の総計36単位以上修得の こと。基礎科目12単位と選択科目 16単位以外の残り8単位は、a～ hの任意の科目、または「その他」 の科目で充当すること。 必修ではない

※本学では「卒業研究」は8単位ですが、認定心理士認定委員会では4単位と認定するため、4単位と表記しています。「精神保健」も本学では4単位ですが、認定心理士の申請には2単位分のみ認められます。

●認定心理士の申請について（卒業後）

資格の申請は卒業後に各自で日本心理学会（電話03-3814-3953 <http://www.psych.or.jp/>）へ行っていただきます。上表の履修者は、問題なく認定されています。

「認定心理士申請書類」の送付申請書類の申込希望の方は、日本心理学会ホームページ等にも記載がありますが、郵便局より下記の専用口座へ1,500円を振り込んでください（住所・氏名明記）。ただし、日本心理学会ホームページより無料でダウンロードすることもできます。

郵便振替口座 00180-4-543408

加入者名 社団法人日本心理学会認定委員会

振込が確認されると、「書類一式」と「申請の手引き」が送付されます。

申請方法は、「申請の手引き」にくわしく書かれています。福祉心理学科で卒業が確定した方は、卒業日の2週間前以降その書類のなかの「心理学関係科目修得単位表」（白色の用紙）を何も書かずに大学へ送付ください。その用紙にコンピュータで修得科目名・科目の内容などを印字する形で行います（証明書発行手数料500円 返信封筒必要）。合わせて「卒業証明書か卒業証書のコピー」、（通常の）「単位修得証明書」、「心理学研究法Ⅰ・Ⅱや心理学実験Ⅰ・Ⅱの『レポート課題集』のコピー」、その他必要な書類がありますが、「申請の手引き」でご確認ください。なお、日本心理学会に支払う必要のある費用は、審査料10,000円・認定料30,000円です。

5 心理判定員・児童心理司任用資格

心理判定というのは、児童相談所や精神科の病院などで、主に心理検査や面接を実施し、診断や治療効果測定のための資料を提供する仕事です。明確な資格の規定はありませんが、大学において心理学を専攻した者が心理判定の仕事ができることになっています。

具体的には、来談者（クライアント）について、知能検査、人格検査などを行ったり、さらに面接や行動観察を行ったりすることによって、判定会議などへの資料を提供することです。判定会議に出席して意見を述べるだけでなく、時には医師や児童福祉司、ソーシャルワーカーなどとチームを組んで心理治療に当たることもあります。

このような心理判定をする者が必要とされる主な職場には、児童相談所、精神保健福祉センター、婦人相談所、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、各種福祉施設、病院（精神科・神経科）などがあります。

なお、児童相談所で働く「心理判定員」の名称が「児童心理司」に変更されています（「児童相談所運営指針」）。児童相談所以外に「心理判定員」の配置が求められる「身体障害者更生相談所」「知的障害者更生相談所」などでは「心理判定員」のままです。

「心理判定員」「児童心理司」任用資格条件は「学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科を修めて卒業した者」であることに変更はありません（「児童福祉法」新第12条の3②、第13条②、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」など）。

7 その他心理関連の資格と職業

認定心理士（p. 86～87）以外の心理の資格として、お問い合わせの多い臨床心理士（指定大学院の修了後に受験資格取得可能・本学の通学課程の大学院総合福祉学研究科福祉心理学専攻臨床心理分野は第一種指定校です）については、『新・臨床心理士になるために』（誠信書房）、『臨床心理士を目指す人の指定大学院完全ガイド '09～'10年度版』（オクムラ書店）『臨床心理士の仕事（現代のエスプリ498）』（至文堂）などを参考にしてください。または、[財](http://www.fjcbcp.or.jp/)日本臨床心理士資格認定協会のホームページ

<http://www.fjcbcp.or.jp/>

もご覧ください。

将来スクールカウンセラーを目指す方は、現在の文部科学省の規定では、「臨床心理士」の資格を持っていることが基礎条件になっているので、まずは福祉心理学科を卒業後指定大学院に進学することが必要です。

指定大学院に進学後、臨床心理士の資格を取って、精神病院や神経科クリニックなどのカウンセラー（サイコセラピスト、臨床心理技術者、心理相談員などの呼び方もある）として活躍している人もいます。病院等のカウンセラーを目指すにも、まずは指定大学院に進学することがますます求められているのが現状です。

臨床心理士以外にも、現在心理学関係の資格は増えています。その多くは国家資格ではなく、心理学関係の学会が認定するものです。また大学院修了を基礎資格にしているものが大半です。

- ・学校心理士（日本教育心理学会ほか学会連合資格）
- ・臨床発達心理士（日本発達心理学会ほか学会連合資格）
- ・認定カウンセラー（日本カウンセリング学会）
- ・シニア産業カウンセラー（日本産業カウンセラー協会）

福祉心理学科は、本来いろいろな福祉や教育の現場で、心理学を生かした仕事をする人材の育成を目指しているのです。そういった意味では、職種は数多くあることになります。そのなかで、心理学を直接生かせる職種には、少年鑑別所・少年院などの法務教官（法務教官採用試験に合格が必要）、家庭裁判所調査官（家庭裁判所調査官補採用Ⅰ種試験に合格が必要）、国家公務員・地方公務員「心理職」、スクールカウンセラー、各種病院・施設・企業・相談所のカウンセラーなどがあります。また、産業界での人事・教育・広告・調査・マーケティング等でも活躍が期待されています。

8 特別支援教育支援員基礎講座（大学認定資格）の開設について

小・中学校において、身体・知的等の障害や発達障害のある児童生徒に対し学習活動上のサポート、食事、排泄、教室の移動補助等、学校における日常生活上の介助や健康・安全確保、まわりの児童生徒に対する障害理解の促進を行ったりする「特別支援教育支援員」に注目が集まっています（くわしくは文部科学省ホームページ参照）。

本学では平成19年度より「特別支援教育支援員の養成プログラム」を開発・実施していますが、23年度より通信教育の方法で、基礎講座を開講し、基礎講座修了証明書を発行します（東北福祉大学認定）。支援員は自治体によっては「指導補助員」「介助員」「学習支援員」等の名称と呼ばれ、多くの場合非正規雇用ですが、その応募の際に「特別支援教育支援員養成基礎講座修了（東北福祉大学）」と履歴書に書いていただくことが可能です。

現在「特別支援教育支援員」に携わっている方も、これから「支援員」をめざす方にも適したカリキュラムとなっております。

修了の方法

正科生または科目等履修生として、必修科目「特別支援教育支援員概論」（2単位＝スクーリング必修科目）、「知的障害教育」（4単位）、「肢体不自由教育」（2単位）、「発達障害者の心理」（2単位）の4科目10単位、選択科目として「コミュニケーション障害教育」（2単位）、「病弱教育」（2単位）、「聴覚障害教育」（4単位）、「自閉症教育総論」（2単位）、「教育心理学」（2単位）、「視覚障害教育総論」（2単位）のなかから1科目2単位以上選択、合計12単位以上の単位修得後、通信教育部に申請をすれば「修了証明書」を発行します。

修了証明にあたって大学卒業や教職免許状は不要ですが、「特別支援教育支援員」応募・

採用にあたっては大学卒業や教職免許状が求められることもあります。「特別支援教育支援員」に関心のある方は受講してみてください。

9 社会教育主事任用資格

この項の内容は、平成14～17年度入学者にのみ有効です。平成18年度以降入学者はこの資格を取得することはできません。

社会教育主事は、社会教育法第9条の2、3に定められているとおり、「社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える」者です。また、本学では、社会教育法第9条の4の3の規定（「大学に2年以上在学して、62単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、1年以上社会教育主事補の職にあった」者）に沿ったかたちで、取得することになります。

法令による指定科目、本学での履修方法は下記の表のとおりです。

法令による指定専門科目	単位数	本学の開講科目名	単位数	配当年次	本学での履修方法
生涯学習概論	4	生涯学習概論	4	1年以上	必修4単位
社会教育計画	4	社会教育計画	4	3年以上	必修4単位
社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究のうち1以上の科目	4	社会教育演習Ⅰ	2	3年以上	必修2科目 4単位
		社会教育演習Ⅳ	2	3年以上	
社会教育特講Ⅰ (現代社会と社会教育)	12	現代社会と社会教育Ⅰ	2	3年以上	必修4単位
		現代社会と社会教育Ⅱ	2	3年以上	
社会教育特講Ⅱ (社会教育活動・事業・施設)	12	社会教育史	2	1年以上	2科目4単位以上 選択履修のこと
		社会教育行政論	2	2年以上	
		図書館概論	4	2年以上	
		博物館概論	4	2年以上	
		生涯スポーツ論	2	1年以上	
社会教育特講Ⅲ (その他必要な科目)	12	教育社会学	4	2年以上	2科目4単位以上 選択履修のこと
		教育原理	4	1年以上	
		教育心理学	2	2年以上	
		社会福祉原論	4	2年以上	
		レクリエーション論	2	1年以上	
		日本美術史	2	3年以上	